

香川高等専門学校詫間キャンパス学生会選挙細則

平成21年10月1日制定

平成27年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

第1条 この細則は、規約第8条に基づく会長及び副会長の選挙、規約第64条並びに第68条、第72条に基づく投票事務並びに学級代表委員の選出について規定したものである。

会長及び副会長の選挙

第2条 会長及び副会長の選挙は、任期が終わる日の前3か月以内に行う。

2 解職による補充選挙の場合は、解職後20日以内に行う。

第3条 選挙期日は、選挙管理委員会が定める。

第4条 選挙管理委員会は、選挙期日の14日前に選挙の公示をしなければならない。

第5条 選挙に立候補しようとするものは、選挙公示後7日以内に選挙管理委員会へ立候補の届出をするものとする。

第6条 立候補の届出がないときは、3日以内に第3学年、第4学年各学級から1名ずつの推薦候補者を立てるものとする。

第7条 選挙は、投票により行う。

第8条 投票は、各選挙につき1人1票に限る。

第9条 投票は、選挙管理委員会の定める用紙で行う。

第10条 不在投票、代理投票は認めない。

第11条 開票には、選挙管理委員会の顧問教員が立ち合う。

2 各立候補者は、1名ずつの開票立会人を出すことができる。

第12条 投票の結果、会長は有効投票数の過半数を得た候補者を当選とする。また、副会長は得票数の多い上位2名を当選とする。

2 会長候補者のいずれもが過半数の得票を得なかった場合は、上位2名のもので決選投票を行い、得票数の多い候補者を当選とする。

3 得票数が同数のため副会長が決定できない場合は、選挙管理委員会において、選挙管理委員長がくじで定める。

第13条 各選挙の立候補者が、定員の場合は、信任投票を行い、過半数の得票を得たとき当選とする。

2 前項の場合、過半数を得られないときは第6条による候補者によって再選挙するものとする。

第14条 次の投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を使用していないもの
- 二 候補者以外の氏名を記載したもの
- 三 選挙管理委員会の定める様式に従っていないもの
- 四 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

第15条 選挙運動は、届出の日から投票日までとし、ポスターの掲示、ビラの配布、演説とする。

第16条 ポスターは、選挙管理委員会の指定する場所に掲示すること。

2 ポスターには、掲示責任者の氏名を明記しなければならない。

3 前2項に違反するポスターは、選挙管理委員会が撤去する。

第17条 配布するビラは、1人1種類とし、その枚数は学生総数を越えないものとする。

第18条 立会演説会は、投票日の前日までに行う。

2 立会演説会において、各候補者は1名ずつの応援演説者を立てることができる。

第19条 その他選挙に関して、規約、細則に定めなきものについては選挙管理委員会が定める。

解職投票及び規約改正の投票

第20条 それぞれの投票については、選挙管理委員会が投票日を定め、少なくとも3日前までには趣意書とともに公示しなければならない。

第21条 投票には、選挙管理委員会の定めた用紙を用いなければならない。

2 前項の規定に反するものは、無効とする。

第22条 開票には、選挙管理委員会の顧問教員が立ち合う。

2 解職投票の開票には、請求者側から、規約改正投票の開票には、発議者側から1名の立会人を出席させることができる。

第23条 この投票に関して、規約及び細則に規定のないものについては、選挙管理委員会が定める。

学級代表委員の選出

第24条 各学級で選出する委員は、次の通りである。

中央委員 2名 学級委員 2名

風紀委員 2名 保健委員 2名

交通安全委員 2名 図書委員 2名

電波祭実行委員会 2名

第25条 第4学年及び第3学年の学級にあつては、前条のもののほか次の委員も選出する。

第4学年 選挙管理委員 1名 監査委員 1名

第3学年 選挙管理委員 1名 監査委員 1名

第26条 各委員の選出方法は、各学級で定める。

細則の改正

第27条 この細則の改正は、中央委員会で3分の2の同意をもって可決される。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。